

令和 7 年度東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金
民間シェルター等実施要領

6 生都平第 350 号
令和 7 年 3 月 24 日

第 1 目的

この交付金は、地域における配偶者暴力の被害者等支援の充実に資する、民間シェルター等による先進的な取組に要した経費に対し、東京都が交付することにより、都内における行政と民間が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実にを図ることを目的とする。

第 2 実施主体

実施主体は、民間シェルター等とする。

第 3 定義

本事業における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 「被害者等」とは、配偶者暴力の被害者に加え、家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、現に保護・援助を必要とする状態にあると認められる者、その他ストーカー被害者、人身取引被害者等を指す。
- (2) 「民間シェルター等」とは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第26条に規定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動」を行う民間団体であって、被害者等が緊急一時的に避難でき、その保護を行う場（部屋）を有する施設を運営する団体又は被害者等が避難後に支援を受けながら地域で自立に向けた生活再建を図るための施設（ステップハウス）を運営する団体を指す。ただし、政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体を除く。
- (3) 「先進的な取組」とは、民間シェルター等の基本的な取組（電話・面接による事前の相談支援、保護及び保護中の支援員による一般的な相談・支援）に加えて行うものであって、その取組を実施することにより、被害者等に対する支援の充実が認められる取組を指す。

第 4 事業内容

地域における被害者等支援の充実に資する民間シェルター等が行う、次に掲げる

先進的な取組のいずれかを実施するものとする。

(1) 受入体制整備事業

被害者等を幅広く把握し、支援するために必要な相談窓口の拡充、利便性や安全性に配慮した受入施設の改善や居住場所の確保等の環境整備を行う事業

(2) 専門的・個別的支援事業

被害者等に対する専門的・個別的支援を実施するため、専門職の雇用又は派遣、及び支援員への研修等の実施により対応力の強化を行う事業

(3) 切れ目ない総合的支援事業

施設退所後においても、支援の切れ目が生じないように、自立に向けたプログラムの実施、同行や家事育児に係る支援など総合的かつ中長期的な支援を行う事業

なお、いずれも効果的かつ継続的な事業の実施のための支援員の処遇改善に係る経費も対象とする。

第5 事業実施に当たっての留意点

1 被害者等に対する支援の充実に資する、実効性のある先進的な取組を実施するため、民間シェルター等は、以下の要件を満たす事業を実施するものとする。ただし、前年度に交付対象となった事業を引き続き行う場合については、(1)及び(2)の要件を満たすことは要さないが、より効果的な事業となるよう必要な改善を図ること。

(1) 過去に実施していない取組（新規事業）であること。ただし、既存の取組であっても、全国的に見て特に先進的な取組の充実に資するものであれば対象とすることができる。

(2) 既存の取組の単純な拡充を内容とするものではないこと。なお、先進的な新規事業の実施に伴い、一体的に実施する必要がある追加的な部分については一定の範囲内で対象とすることができる。

(3) 他の国庫補助金等の補助を受けて既に実施している又は実施することとしている事業内容ではないこと。

2 事業を長期的かつ継続的に行っていくためには、支援をする側への支援も必要であることから、本事業における支援員の処遇改善を図ること。

3 本事業の対象となる民間シェルター等は、法人格を有する団体を原則とするが、団体の法人格の有無に関わらず、以下を満たし、東京都が適当と認める場合に、対象団体として認められるものとする。

(1) 事業実施時点で3年以上運営されている団体であること。

(2) 団体責任者、プログラム責任者、会計責任者などの執行部・責任者の体制が明確であり、会計帳簿が適切に作成されていること。

- (3) 事務所所在地やシェルター施設の存在を、支援事業を実施する東京都が確認できていること。
 - (4) 政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制のもとにある団体でないこと。
 - (5) 過去3年間で国、地方公共団体、独立行政法人からプログラムや保護の委託等を受けて適切に完遂した実績があること。
- 5 民間シェルター等は、別添の事業管理表により事業の実施状況を東京都に報告し、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業の執行及び管理について、責任をもって実施すること。また、民間シェルター等の取組が、行政による取組とあいまって、被害者等支援のさらなる充実につながるよう、関係施策等の充実や関係行政機関との連携の推進を図ること。
- 6 民間シェルター等は、国及び都が本事業に係る実証的な調査研究を行うに当たって必要な調査・報告等について協力することとする。その際、国から第5項により作成した事業管理表の提出を求めることがある。

第6 経費の補助

- 1 東京都は、予算の範囲内において、民間シェルター等が本事業のために支出した経費について、令和7年度東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金交付要綱（令和7年3月25日付6生都平第349号。以下「交付要綱」という。）に基づき補助するものとする。
- 2 民間シェルター等は、本事業の実施について東京都の補助を受けようとする時は、交付要綱に基づき申請し、承認を受けるものとする。
- 3 民間シェルター等は、本事業の対象経費と重複して、他の国庫補助金等の補助を受けてはならない。

第7 事業の検査等

- 1 知事は、事業の適正を期するため必要があるときは、民間シェルター等に報告を求め、又は東京都職員に事業場に立ち入り、帳簿書類等その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- 2 知事は、1の調査により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付要綱又は本要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、民間シェルター等に対して、事業の中止、若しくは変更又は交付要綱若しくは本要領の内容に適合させるための措置を取ることを命ずることができる。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和7年4月1日以降の交付対象事業について適用する。